平成２５年（フ）第５３８号
川崎市川崎区小田５丁目16番１―205号
債務者　高村　禎佑
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床呂　正彦
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
高知市一宮しなね１丁目15番16号
債務者　岡　　幸臣
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　真由
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４４号
高知県土佐清水市越前町７番17号
債務者　松岡　厚美
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第４５７号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目９番３号
債務者　門馬　直人
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
滋賀県野洲市小篠原925番地３　コスモ野洲607号
債務者　ねぼけこと　小泉　勝美
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５０号
大津市若葉台13番13号
債務者　長谷川　務
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３９０号
大阪府東大阪市新池島町１丁目16番25号
債務者　ドライ・オートこと　土居　輝房
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若三　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３９１号
大阪府東大阪市新池島町１丁目16番25号
債務者　土居　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若三　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３８７号
大阪市西区九条南２丁目28番13号　安冶川マンション４Ｆ
債務者　小田建設こと　小田　陽一
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚﨑　幸司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４０７号
大阪府枚方市長尾台３丁目10番７号
債務者　溝尾　太郎
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　安徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５３号
広島県東広島市西条朝日町10―27―604、住民票上の住所広島県竹原市吉名町5257番地
債務者　池田　勇斉
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宝　明義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１８号
福井市三郎丸１丁目912番地
債務者　島田　行雄
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
高知市一宮しなね１丁目15番16号
債務者　岡　茂吏枝
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　真由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３３号
宮城県遠田郡美里町字峯山８番地158　県営峯山住宅441号
債務者　千葉　和幸
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５３９６号
大阪市城東区関目３丁目14番26―715号
債務者　大年　信彦
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枚山　栄理
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７０号
秋田県横手市増田町狙半内字床並98番地
債務者　奥山　君子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第５８号
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川1105番地
債務者　山下　麻依（旧姓中村・住友）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
和歌山地方裁判所田辺支部